

納税等の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等の収入に相当の減少があった場合、1年間、地方税（町県民税、固定資産税、国民健康保険税）について徴収の猶予を受けることができます。

対象 次の2つを満たす人

- ・令和2年2月以降の任意の期間で事業等の収入が前年同期に比べて20%以上減少している人
- ・一括で納付・納入を行うことが困難な人

条件等

関係法令の施行から2カ月後か、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請の際には、申請書と併せ、収入や現預金の状況がわかる資料を提出してください。（担保等は不要。）また、介護保険料、後期高齢者医療保険料についても、猶予制度があります。詳細は問い合わせてください。

問い合わせ

地方税について 税務課 納税係 ☎ 286-3116
介護保険料について
福祉課 介護保険係 ☎ 286-3114
後期高齢者医療保険料について
住民保険課 保険年金係 ☎ 286-3113

高齢者・障がい者タクシー券 交付事業（町独自の事業）

高齢者や障がい者の密を避けた安心・安全な移動手段確保のため、既存のタクシー券交付事業の交付額を4,000円から6,000円に増額しています。交付には要件があります。

申請期限 令和3年3月31日

申請手続

- ・申請書（町ホームページからダウンロードできます）
- ・添付書類として次のいずれか
運転免許証を自主返納した人は、「運転免許取消通知書の写し」か、「運転経歴証明書の写し」
障がい者は、「障害者手帳の写し」

問い合わせ

福祉課 高齢者支援係 ☎ 286-3114
福祉課 障がい支援係 ☎ 286-3115

県外大学生等応援金給付事業 （町独自の事業）

締切
間近

アルバイト先の休業などで収入が減少し、生活に困窮している県外在住の学生に、応援金を給付します。間もなく申請期限を迎えます。

対象

県外の、学校教育法に定める大学、短期大学、大学院、高等専門学校（4年・5年）、専修学校（専門課程）に在学かつ、4月27日現在で保護者などの住民票が本町にある人

申請手続 次の書類を提出してください。

- ・申請書（町ホームページからダウンロードできます）
- ・学生本人の令和2年度分在学証明書の原本（コピー不可、学年が記載されたもの）

申請期限 8月31日

給付額 30,000円（対象者1名につき1回限り）

☎ 企画財政課 復興企画係 ☎ 286-3223

熊本県生活困窮大学生等の ための給付金交付事業

締切
間近

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内及び県外に進学された大学生等のうち、生計維持者の住民税が非課税である学生を対象に、給付金が交付されます。

申請期限 9月15日

金額 50,000円（対象者1名につき1回限り）

※在籍する大学が県内か県外かによって、必要な書類が異なります。詳細は、県のホームページを確認いただくか、問い合わせ窓口まで。

☎ 県企画振興部 企画課 ☎ 333-2738

農林漁業従事者の方へ

農林漁業者向け緊急支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少している農林漁業者に対し、県独自の「緊急支援資金」が創設されています。なお、融資には金融機関の審査があります。

借入限度額 1,000万円

返済期間 最大10年間（当初3年間は返済不要）
保証料不要、5年間無利子

問い合わせ 取引先の金融機関か、

県団体支援課 ☎ 333-2371